



2021年4月27日

各 位

会社名 三菱製鋼株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤基行
(コード番号5632)
問合せ先 総務人事部長 倉内拓哉
(TEL. 03-3536-3111)

執行役員制度の導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年4月27日開催の取締役会において、執行役員制度の導入及び2021年6月25日開催予定の第97回定時株主総会に、コーポレートガバナンス強化の観点から定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入

(1) 導入の目的

取締役の人数を減員し、取締役会における社外取締役の比率を高めることで、迅速な意思決定の実現と牽制機能の充実を図り経営監督機能の一層の強化と中長期的な方向性の決定に、より注力できる体制とします。また、あわせて業務に精通した有能な人材に業務執行を委任することで計画的に経営人材の育成を図ることを目的として執行役員制度を導入いたします。

(2) 制度の概要

- ①執行役員は取締役会の決議によって選任されるものとします。
- ②取締役は執行役員を兼任することができるものとします。
- ③執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 執行役員制度の導入時期

2021年6月25日開催予定の第97回定時株主総会において、下記2. 定款変更議案が承認可決されることを条件として、執行役員が就任いたします。

なお、役員人事につきましては、本日開示の「役員等の異動及び職制一部改正に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記1. の「執行役員制度の導入」に伴い以下のとおり現行の定款を一部変更いたします。

(2) 変更の内容

①取締役会の定員の減員

執行役員制度の導入による経営体制の変化により業務執行機能を執行役員が担うことになったため、取締役の員数を現行の20名以内から10名以内に減員して取締役会をスリム化することとし、現行定款第19条（定員）につき所要の変更を行うものであります。

②取締役の任期の短縮

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第21条（任期）につき所要の変更を行うものであります。

③株主総会の招集権者及び議長を代表取締役社長執行役員と変更、役付取締役の定めの一部変更

執行役員制度の導入に伴い、役付取締役は会長のみとし、社長その他の役位は執行役員の地位とするため、現行定款第13条（招集権者及び議長）、第22条（代表取締役及び役付取締役）について所要の変更を行うものであります。

④執行役員の定めの新設

執行役員制度の導入に伴い、執行役員に関する規定を新設するとともに、これに伴い条数の変更を行うものであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長に当たる。</p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第19条 本会社に取締役<u>20</u>名以内を置く。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員により選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>取締役会は、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第29条) (条文省略)</p> <p>第45条</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議に基づき<u>代表取締役社長執行役員</u>がこれを招集し、その議長に当たる。</p> <p>② <u>代表取締役社長執行役員に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(定員)</p> <p>第19条 本会社に取締役<u>10</u>名以内を置く。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役及び取締役会長)</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ 取締役会は、取締役会長1名を選定することができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第29条 取締役会は、その決議により執行役員を選任する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議により執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第30条) (現行通り)</p> <p>第46条</p>

(3) 日程

株主総会開催日

2021年6月25日

定款変更の効力発生日

2021年6月25日

以 上